

## 主な補正内容について

### 1. 廃止措置計画認可申請書

#### (1) 記載の充実

廃止措置の実施にあたっては、玄海原子力発電所2～4号機の運転に必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事を実施することを基本方針に記載

使用済燃料ピットの水が喪失した場合でも、使用済燃料の健全性に影響を与えないことを評価していたが、その評価内容を添付書類として追加

廃止措置期間中に機能を維持すべき設備 について、維持管理に必要な機能・性能及び維持期間を明確にするとともに、必要な維持台数を記載 等

廃止措置の進捗に応じて、使用済燃料ピットの冷却や管理区域の換気空調系など、必要な性能を維持する設備

### 2. 原子炉施設保安規定変更認可申請書

#### (1) 廃止措置計画認可申請の補正内容の反映

廃止措置計画に基づく工事を行う際、2～4号機に影響を与えないことを確認することを記載 等

以上

## 用語の解説

### ○原子炉の廃止措置

原子炉等規制法に定められている、原子炉の廃止に伴い実施すべき、放射性物質による汚染の除去、施設の解体、汚染された物の廃棄、核燃料の譲渡し等の措置

### ○廃止措置計画認可申請書

廃止措置の計画について、原子力規制委員会の認可を受けるための申請書

### 原子炉施設保安規定

発電所で実施する運用管理を定めたものであり、廃止措置の実施にあたって、その運用管理の方法を追加し、原子力規制委員会の認可を受ける

以上